## 容器入りガソリン等を販売する事業者の皆様/

ガソリン等の適切な使用を確保し、火災予防 を徹底するため、

容器入りガソリン等※1を合計 10 リットル以上を 目安として購入しようとする方に対し、

- (1) 顧客の本人確認
- ② 使用目的の確認 を行います。
- ※1 上記の容器入りガソリン等は、以下が該当します。
  - 日本産業規格(JIS) K 2201(工業ガソリン)若しくは JISK2202(自動 車ガソリン)に相当し、又はこれを主成分とする第四類第一石油類の危 険物。一般的にホワイトガソリンや混合燃料油等が該当します。
  - ・容器入りのままで販売されるもの(容器の最大容積が500 mℓ以下のもの を除く。)
- ※2 インターネット等を利用する通信販売に購入する場合も該当します。





皆様のご理解とご協力をお願いいたします 🚭

